

「海外向け魅力発信事業」業務委託仕様書

1 委託事業名

海外向け魅力発信事業

2 事業目的

2025年大阪・関西万博開催を控え、万博開催や大阪の魅力を海外に発信していく絶好の機会と捉え、万博の機運醸成を図り、大阪の再生・成長につなげるため、万博をはじめ、ビジネスに関する情報をメインに都市のプレゼンスを高める情報を海外へ発信する統一かつ効果的な仕組みを構築する。また、万博、ビジネスに関する情報や都市のプレゼンスを高める情報についての様々なコンテンツを作成し、SNS ツール等を使い分けて発信・拡散することで、海外企業や投資家に対して大阪でのビジネスチャンスを広げ、ひいては大阪の活性化に役立てることを目的とする。さらに、在阪企業及び大学等研究機関の有する独自技術等の発掘を行い、次年度以降も大阪府がそうした企業等と円滑に連絡をとれるよう関係性を構築することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

4 委託上限額

149,577,000円（税込み）

5 委託業務内容

(1) 動画制作（ビジネス関連情報、都市のプレゼンスを高める情報に関する動画の制作）

※それぞれの参考例は以下の通り。

＜ビジネス関連情報＞

- 万博を機に発展が期待される産業の情報
- OIR や国際金融都市の情報
- カーボンニュートラルやクリーンエネルギーの取組み
- 大阪企業の独自技術の紹介
- 地元企業と大阪進出企業のマッチング事例
- 交通インフラや産業集積など充実したビジネス環境

＜都市のプレゼンスを高める情報＞

- 万博の機運醸成、パビリオン情報等
- 大阪の歴史や文化の紹介
- 集客力の高い大規模イベント

ビジネス関連情報は、上記の6つのテーマを参考に、合計少なくとも20本以上の在阪企業の独自技術等を海外へ紹介・発信する動画を制作すること。ただし、海外のターゲットにビジネスチャンスの多い魅力ある大阪を強く印象づけ、来阪意欲等を喚起する高い訴求力を有するものとする。なお、動画の制作にあたっては、テーマごとにターゲットが変わりうることを意識したうえで、大阪の特性・強みを活かした動画を制作すること。

その際、併せて、次年度以降も同様の動画を制作するため、府が円滑に在阪企業等

へ連絡を取れるよう、企業リストを作成すること。

都市のプレゼンスを高める情報は、上記の3つのテーマを参考に、海外のターゲットにビジネスチャンスが多い魅力ある大阪を強く印象づけ、来阪意欲等を喚起する高い訴求力を有する動画を制作すること。【動画の制作期間は2～3か月程度を想定】

(2) 海外への発信（発信・拡散の仕かけの構築）

上記(1)により制作した動画を活用し、海外のターゲットに対して、プロモーション効果の高い媒体・手法等を用いて発信を行うこと。【令和5年12月からの海外発信を想定】

①インフルエンサー等の活用

国内外のインフルエンサー等を活用。インフルエンサー等は、その視点でコンテンツを作成するとともに、府及び当該インフルエンサー等が持つSNSで発信することを想定。

②SNSターゲット広告

SNSでターゲットを絞り、広告を実施。

③動画コンテンツの広告

SNS向けに制作したコンテンツを宣伝するための広告を実施。

6 委託業務内容の補足及び提案を求める内容

1 企画の総合調整及び管理

(1) 動画制作について

以下の事項に留意し、海外の企業関係者等が大阪でのビジネスや大阪・関西万博に興味・関心を持ち、「大阪でビジネスをしたい」「大阪をぜひ訪れたい」と思うような、来阪意欲を喚起する高い訴求力を有するものであり、独創的で斬新な動画を制作すること。

ビジネス関連情報、都市のプレゼンスを高める情報に共通する事項

- 事業目的を踏まえた企画内容とすること。
- 実際の動画制作にあたっては、受託者は予め企画提案時に掲げた内容を参考にしながら、大阪府と協議・調整のうえ、実施するものとする。
- 発信する媒体・手法・特性等を踏まえ、海外の企業関係者等に効果的にアプローチできる内容・長さ（尺）の動画を、本数も含めて提案すること。なお、同様テーマにて、異なる尺の動画を制作することを妨げない。
- 字幕やナレーション等を施す場合の言語は、少なくとも英語を用いること。
なお、発信する媒体や動画の尺、発信国（又は地域）を踏まえ、多言語とすることや、視覚的に訴求可能で広報として効果的な場合は、ノンバーバルとすることは差支えない。
- 新規撮影を原則とするが、実施時期や実施期間により撮影困難なシーンを活用する必要がある場合は、大阪府と協議のうえ、既存の動画データ等を取得することを認めることとする。なお、必要となる著作権等の経費は、全て当初の契約金額に含むこと。
- 制作する動画については、本事業終了後も活用する（二次利用可能）ことを前提とし、今後の大阪にて活用できる内容・仕様とすること。また、動画編集について、大阪府の指示に従うこと。
- 動画制作後は、大阪府が保有又は指定するランディングページ等（LP等）と連携することを想定しており、LP等サイトを通じた動画配信時期、宣伝・広報等について、予め、そのLP等サイト運営者と調整を図ること。
- 国内外におけるイベント等でも使用する可能性もあるため、表示ディスプレイに

応じた編集やエンコードを行うことができる状態にしておくこと。

ビジネス関連情報

- 動画を作成するにあたり、合計少なくとも20本以上の動画を作成すること。
なお、各テーマでのノルマは課さない。
- 動画制作にあたっては、テーマごとにターゲットが変わりうることを意識したうえで、大阪の特性・強みを活かした動画を制作すること。
- 動画に盛り込むコンテンツについては、大阪の企業や企業の独自技術について可能な限り広範囲かつ網羅的に選択すること。
- 企業リストの作成にあたっては、受託者のネットワークや民間データベース（Crunchbase等）等（※1）を活用した独自の調査手法により、大阪の独自の技術を有する企業等（※2）をリストアップし、ヒアリング等をしたうえで、作成すること。リストへの記載項目は、個別企業名・企業規模・事業概要・本社所在地・社員数・重点事業・昨年度業績及び動画で紹介した事業・技術等掲載すべきと考えた事由を付してリストを作成し、委託者に提出すること。なお、接触し動画の作成はしたものの、SNS等への掲載は断られた企業や接触はしたものの、当事業内容の趣旨に賛同を得られず、動画の作成はかなわなかった企業及び接触自体を断られた企業等についても漏れなくリスト化することとし、次年度以降も円滑に大阪府の職員が連絡を取れるよう留意すること。

※1 大阪府の有するネットワークを活用することも可

※2（例）ライフサイエンスやエネルギー、ものづくりなど大阪の強みである産業を得意分野としている企業や、まだ市場化されていない独自技術を有しているスタートアップを含む非上場企業等

都市のプレゼンスを高める情報

- 海外企業関係者等が感覚的に見入る、没入できる（イマーシヴ）ことが期待される動画を制作すること。
- 発信先の海外企業等のニーズやターゲット等に沿って効果的に選択すること（食・歴史・自然、文化・芸術・スポーツ、エンターテインメント、その他大阪の魅力・強み等）。
- 動画制作にあたっては、動画内容の性質等に応じて、超高精細撮影機材・遠隔操縦（ドローン）・ヘリコプター等の使用、クリエイター、出演者の起用、音響特殊効果、CGの活用など、創意工夫を凝らしたものとすること。なお、企業にて既に作成されている動画を委託者が編集等を行い、新たに動画を作成することも差し支えない。
- 動画に映る人、商標等、肖像権に触れる場合は、画像処理を施すこと。
- 8K映像などTVやPC、大型ビジョン等のデバイス上で再生した場合に鮮明に閲覧できる画質の映像とすること。
- 文化財を撮影する場合は、文化財保護法等の関係法令を遵守するとともに、文化財が所在する自治体（府・市町村）、所有者を含む関係者と予め協議・調整を行うこと。

〔提案内容〕

◎制作する動画については、動画本数を提示すること。そのうちビジネス関連動画は全タイトルの中から5本を選択し、内容・デザイン等全体構成イメージを作成の上、「事業計画書」を提出すること。都市のプレゼンスを高める動画は、全タイトルの内容・デザイン等全体構成イメージを作成の上、「事業計画書」を提出すること。

- 動画タイトル（テーマ、基本コンセプト）

- 動画の提案理由

- 動画の内容・デザイン等全体構成イメージ 等

⇒内容については、海外のターゲットにビジネスチャンスの多い魅力ある大阪を強く印象づけ、来阪意欲等を喚起する訴求力の高い、独創性を有する、斬新なものとする（ストーリー構成、アピールポイントを具体的に記載）

(2)海外への発信

制作した動画を海外に向けて発信するにあたっては、より多くの海外のターゲットの来阪意欲を喚起するプロモーション効果の高い媒体・手法等にて、「大阪でのビジネス」、「大阪・関西万博の機運醸成」に繋がるよう、効果的・計画的な発信を行うこととし、以下の項目に留意すること。

○動画発信を行う国（又は地域）は「欧米豪」及び「アジア」を基本とする。

なお、その他の国（又は地域）への発信を妨げない。

○SNSへ発信する場合、その種類と想定される視聴回数・単価を示すこと。

○本事業で制作した動画を翌年度以降も、海外等への発信を可能とすること（二次利用可能）。なお、出演者の肖像権等の問題により、新たな費用負担が発生しないようにすること。

○動画発信にあたり、受託者は予め大阪府と協議・調整のうえ、実施すること。

〔提案内容〕

＜インフルエンサー等の活用＞

◎インフルエンサー等の活用内容等を記載した「事業計画書」を提出すること

- インフルエンサー等の詳細（活動領域・影響度等）

- インフルエンサー等の活用内容/理由

＜SNSターゲット広告＞

◎動画ごとに、以下の内容を記載した「事業計画書」を提出すること

- 動画発信を行う国（又は地域）/理由

- 動画を発信する媒体の種類/理由

（例：LinkedIn、X（旧 Twitter）、Instagram、facebook）

- 発信スケジュール（頻度、期間等）

- 発信の効果⇒定性的・定量的効果を提示すること

＜動画コンテンツの広告＞

◎動画ごとに、以下の内容を記載した「事業計画書」を提出すること

- 動画発信を行う国（又は地域）/理由

- 動画を発信する媒体の種類/理由

（例：YouTube、LinkedIn、X（旧 Twitter）、Instagram、facebook）

- 発信スケジュール（頻度、期間等）

- 発信の効果⇒定性的・定量的効果を提示すること

(3) 事業の実施体制等の策定

上記(1)(2)について、契約期間内に計画的かつ効率的に実施できるよう計画を立てて進行管理を行うこと。

- 事業を実施するうえで十分な運営体制を構築すること。
- 提案内容を遂行する実施体制人員において、過去に本事業（独創性を有する動画制作、海外への発信等）と類似する事業実績があれば、その履行実績を示すこと。
- 契約期間全体を通して、事業実施のスケジュールを想定し、その運営について十分な体制が継続的に維持すること。

〔提案内容〕

- ・事業実施体制及び人員
- ・本事業を受託するにあたっての提案事業者の強み（類似事業の実績、独自の海外ネットワーク等）
- ・契約期間内の全体スケジュール（(1)(2)の業務ごとに記載）

2 委託事業の実施上の留意点

ア 委託における留意事項について

- 受託者は、契約締結後、事業の実施に際しては、大阪府の指示に従うこと。
- 受託者は大阪府と緊密に連絡を図り、情報を共有しながら業務を推進すること。
- 受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。
- 受託者は、大阪府と協議のうえ、契約締結までに業務実施計画書を提出すること。
- 受託者は、経費支出等の確認書類（請求書、支払書等）について、確実に整理、事業年度終了後5年間保存すること。なお、大阪府から請求があった場合、速やかに提出すること。
- 再委託は原則禁止する。ただし、専門性等から一部を受託事業者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、大阪府と協議し、承認を得ること。ただし、次に該当する場合は、再委託を承認しない。
 - ア 業務の主要な部分を再委託すること。
 - イ 契約金額の相当部分を再委託すること。
 - ウ 公募型プロポーザルにおける他の入札参加者に再委託すること。
 - エ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。
- 事業運営に必要な関係機関（警察、消防署等含む）との連絡調整については、大阪府の指示のもと受託者が行うこと。
- 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め、又は損害賠償を求められた場合、受託者は大阪府に生じた損害を賠償しなければならない。
- 今般の物価高騰等の社会情勢を踏まえて、予算の範囲内で業務内容の変更等を求める場合は、大阪府と協議・調整のうえ、決定を行うこと。

イ 実施状況の報告について

- 受託者は、契約締結後、毎月、本事業の実施状況（作業・スケジュール進捗がわかる資料等）を書面により大阪府に報告すること（報告様式自由）。
- 大阪府から受託者に対し、必要に応じて事業内容等について随時報告を求めるところがあるので、すみやかに対応すること。

3 各種許可申請に係る業務

- ・許可申請書など各種申請に必要な書類を作成すること。

7 成果物の提出

事業終了後、令和6年3月29日(金)までに大阪府あて以下の成果物等を提出すること。
なお、制作物等の著作権及び肖像権は、納品をもって大阪府に帰属するものとする。

- (1) 実施報告書(企業リストの報告を含む)
 - ・A4サイズ15部及びUSBメモリー等に格納のこと。
- (2) 業務に関して作成した全ての成果物
 - ・作成した広報物・映像データ等をUSBメモリー等に格納して提出すること。
- (3) 報道実績に係る報告書
 - ・掲載された記事(著作権に留意)、HPなどのWEB情報、SNS等での配信動画について、取りまとめた報告書(※USBメモリー等に格納のこと)。
 - ・なお、国内外のテレビ等で放送された動画については、電子データ(USBメモリー等)で提出すること。

8 その他

- (1) 守秘義務等について
 - 受託者は、委託業務の遂行上知り得た情報は、受託業務遂行の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
 - 委託業務の終了後、成果物に誤り等が認められた場合には、受託者の責任において速やかにその誤りを訂正しなければならない。
- (2) 個人情報の取り扱いについて
 - 委託業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受託者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また、業務完了後、受託者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受託者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。
 - 受託者は事業実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、大阪府に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。
 - 事業実施にあたり収集した個人情報や法人情報は受託者に帰属するものとし、大阪府の指示に従い提供を行うこと。
 - 契約を締結する際、受注者は、個人情報の保護の観点から、誓約書(別途提示)を提出すること。
- (3) 著作物の譲渡等
 - 受託者は、成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に大阪府に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受託者が従前より保有するものの著作権は、受託者に留保されるものとし、受託者は大阪府及びその指定する者の必要な範囲で大阪府発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。
受託者が制作した動画については、著作権に加え、肖像権についても大阪府に帰属する。

(4) その他留意事項について

- 大阪府は、特別の理由がない限り最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定するが、そのことをもって提案内容（経費も含む）まで認めるものではないため、契約締結及び事業実施にあたっては、受託者は必ず大阪府と協議を行いながら進めること。
- 受託者は、職業安定法等の労働関係法令に違反しないよう、十分に注意すること。
- 本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度、大阪府と協議を行い、指示に従うこと。
- 企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。